六　法第百十八条第一項の養殖業の種類ごと及び都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域ごとに、当該種類に係る養殖業者及び当該養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みが同時にされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

七　法第百三十六条の三第一項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の継続申込特約がある場合の基準率は、表に掲げる率（同表備考第五号又は前号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第五号又は前号によって得た率）に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

2　漁業施設共済のうち定置網を共済目的とする共済契約に係るものの法第百三十三条第二項の基準率は、次の表の上欄に掲げる定置網の種類に応じ分損特約の有無及び塡補方式により同表の下欄に掲げる率に共済責任期間の各月の数を乗じて得た率（共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月の共済責任期間の日数が一月に満たない場合（共済責任期間が一年間である場合を除く。）にあっては、当該同表の下欄に掲げる率に当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月以外の当該共済責任期間の各月の数を乗じて得た率と当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月につき当該同表の下欄に掲げる率を日割で計算して得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とを合算して得た率）とする。

定置網の種類		分損特約の有無及び塡補方式											
		分損特約がある場合						分損特約がない場合					
		各網についての全損契約を締結する場合			その他の場合								
		通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式	通常塡補方式	地震等限定塡補方式	地震等限定低塡補方式
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北海道さけます定置網	一月から七月まで	○・三五	○・〇九	○・〇三	○・五六	○・〇九	○・〇三	○・二一	○・〇九	○・〇三	○・七〇	○・〇九	○・〇三
	八月から十二月まで	一・一九	○・〇九	○・〇三	二・二四	○・〇九	○・〇三	○・七〇	○・〇九	○・〇三	一・八五	○・〇九	○・〇三
大型定置網	一月から七月まで	○・二六	○・〇九	○・〇三	○・六九	○・〇九	○・〇三	○・一八	○・〇九	○・〇三	○・七五	○・〇九	○・〇三
	八月から十二月まで	○・七八	○・〇九	○・〇三	二・〇六	○・〇九	○・〇三	○・六一	○・〇九	○・〇三	○・九九	○・〇九	○・〇三
小型定置網	一月から七月まで	○・六二	○・〇九	○・〇三	○・九九	○・〇九	○・〇三	○・七五	○・〇九	○・〇三	一・〇四	○・〇九	○・〇三
	八月から十二月まで	一・四九	○・〇九	○・〇三	三・三三	○・〇九	○・〇三	一・八五	○・〇九	○・〇三	二・〇六	○・〇九	○・〇三

備考

一　「各網についての全損契約」とは、各網の損壊に係る部分がその各網の全体を占めると認められる場合を共済事故とする共済契約をいう。

二　「北海道さけます定置網」とは、北海道の地先水面においてさけ又はますをとることを目的として使用する定置網をいう。

三　「大型定置網」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第三項第一号に規定する定置漁業に使用する定置網（前号に規定するものを除く。）をいう。

四　「小型定置網」とは、前二号に規定するもの以外の定置網をいう。

五　法第百五条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に供用する定置網の複数について共済契約（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式であるものを除く。次号において同じ。）の締結の申込みが同一の者から同時にされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率により得た率に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

六　前号の区域ごと及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に定置網を供用する特定第二号漁業者及び当該定置網が複数あり、当該定置網の全てについて共済契約の締結の申込みが同時にされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該区分の漁業に供用する定置網の全てについて共済契約の締結の申込みがされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率により得た率（前号に該当する場合にあっては、同号によって得た率）に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。